

□沼津市手数料条例の改正(平成24年7月1日施行)

11 建築関係の許可等申請 1件につき次の表に掲げる額

		区 分	手数料の額
建築 確認 申請 又 は 計 画 通 知	建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	10,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え 100平方メートル以内のもの	18,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え 200平方メートル以内のもの	28,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの	38,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	68,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	96,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	210,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	360,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	660,000円
	建築設備		18,000円
	建築設備の計画の変更		10,000円
小荷物専用昇降機		9,000円	
小荷物専用昇降機の計画の変更		6,000円	
工作物		17,000円	
工作物の計画の変更		9,000円	
構 造 計 算 適 合 性 判 定	詳細判定 (1棟につき)	適合性判定対象床面積が1,000平方メートル以内のもの	156,000円
		適合性判定対象床面積が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	209,000円
		適合性判定対象床面積が2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	240,000円
		適合性判定対象床面積が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	318,000円
		適合性判定対象床面積が50,000平方メートルを超えるもの	587,000円
	再計算 (1棟につき)	適合性判定対象床面積が1,000平方メートル以内のもの	107,000円
		適合性判定対象床面積が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	134,000円
		適合性判定対象床面積が2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	147,000円
		適合性判定対象床面積が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	187,000円
		適合性判定対象床面積が50,000平方メートルを超えるもの	319,000円
中	建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	14,000円

間 検 査 の 申 請 又 は 特 定 工 程 完 了 通 知	床面積の合計が30平方メートルを超え 100平方メートル以内のもの		16,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え 200平方メートル以内のもの		22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの		30,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの		50,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの		68,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの		145,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの		204,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの		391,000円
	建築設備		26,000円
	小荷物専用昇降機		18,000円
工作物		20,000円	
完 了 検 査 の 申 請 又 は 完 了 通 知	建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	15,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え 100平方メートル以内のもの	18,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え 200平方メートル以内のもの	24,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの	33,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	55,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	74,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	171,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	244,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	449,000円
	建築設備		26,000円
小荷物専用昇降機		18,000円	
工作物		21,000円	
減 額 完 了 検 査 の 申 請 又	建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	14,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え 100平方メートル以内のもの	16,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え 200平方メートル以内のもの	22,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの	31,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	52,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え	69,000円

は 減 額 完 了 通 知	2,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	161,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	234,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	439,000円
昇降機		26,000円
小荷物専用昇降機		18,000円
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の承認申請		120,000円
道路内における建築の許可申請		160,000円
壁面線外における建築の許可申請		160,000円
用途地域における建築の許可申請		180,000円
特殊建築物等敷地の許可申請		160,000円
建築物の延べ面積の特例の許可申請		160,000円
隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合における建築物の建ぺい率の特例の許可申請		33,000円
建築物の敷地面積の許可申請		160,000円
建築物の高さの許可申請		160,000円
日影による建築物の高さの特例の許可申請		160,000円
特例容積率適用地区における建築物の高さの特例の許可申請		160,000円
高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例の許可申請		160,000円
高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請		160,000円
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可申請		160,000円
都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例の許可申請		160,000円
特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の特例の許可申請		160,000円
特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例の許可申請		160,000円
特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ及び構造の特例の許可申請		160,000円
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例の許可申請		160,000円
仮設建築物の建築の許可申請		120,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築の許可申請		33,000円
公衆便所等の道路内における建築の許可申請		33,000円
道路内における建築の認定申請		27,000円
建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請		33,000円
建築物の高さの特例の認定申請		27,000円
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
景観地区における建築物の高さの特例の許可申請		160,000円
景観地区における建築物の壁面の位置の特例の許可申請		160,000円
景観地区における建築物の敷地面積の特例の許可申請		160,000円
景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
地区計画の再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円

地区計画の再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請		160,000円
地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請		160,000円
区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例の認定申請		27,000円
総合的設計による一団地の建築物の特例の認定申請	建築物の数が2である場合	78,000円
	建築物の数が3以上である場合	78,000円に建築物の数から2を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定申請	建築物の数が1である場合	78,000円
	建築物の数が2以上である場合	78,000円に建築物の数から1を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
敷地内に広い空地进行する総合的設計による一団地の建築物の特例の許可申請	建築物の数が2である場合	220,000円
	建築物の数が3以上である場合	220,000円に建築物の数から2を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
既存建築物を前提とした敷地内に広い空地进行する総合的設計による建築物の特例の許可申請	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	220,000円
	建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合	220,000円に建築物（既存建築物を除く。）の数から1を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定申請	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合	78,000円
	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合	78,000円に建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数から1を減じた数に

		28,000円を乗じて得た額を加えた額
同一敷地内認定建築物以外の建築物に関する制限の適用除外に係る許可申請	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合	220,000円
	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合	220,000円に建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数から1を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可申請	建築物（同一敷地内許可建築物を除く。）の数が1である場合	220,000円
	建築物（同一敷地内許可建築物を除く。）の数が2以上である場合	220,000円に建築物（同一敷地内許可建築物を除く。）の数から1を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
複数建築物の認定又は許可の取消し申請		6,400円に建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加えた額
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定申請		27,000円
既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請		27,000円
建築物落下被害防止工事の認定申請		5,200円

備考

- 1 建築確認申請又は計画通知の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 完了検査の申請又は完了通知及び減額完了検査の申請又は減額完了通知の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 3 構造計算適合性判定の項の詳細判定及び再計算は、次の場合をいう。
- (1) 詳細判定
当該建築物の構造計算が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第2号に規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を行う場合（同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法により確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）
- (2) 再計算
当該建築物の構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同条第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を行う場合